

「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型感染症」という。)による影響の拡大により、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く経営環境は、深刻度を増しています。

このような中、当協会では、金融機関や関係機関との緊密な連携のもと、国や県において実施されている様々な施策を適切に活用し、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援に全力を挙げて取り組むとともに、感染拡大防止策の徹底に努めています。

1. 経営相談窓口の設置

(令和2年6月現在)

新型感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りや経営相談等にお応えするため、令和2年1月29日付けで「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置しました。

同窓口では、平日に加え、休日(土・日・祝日)にも電話相談による対応を行っています。

【開設時間】(平日)午前9時から午後5時10分 (休日)午前9時から午後5時(電話相談のみ)

2. 資金繰り支援のための保証制度

(1) 国の保証制度

新型感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、全国統一保証として、セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証が実施されています。

① セーフティネット保証4号

特定地域の災害その他突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する保証制度です。

指定地域	全47都道府県	指定期間	令和2年2月18日～令和2年9月1日
認定基準	①指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っている方 ②新型感染症の拡大に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方		
限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保証割合	100%保証	保証料率	年0.90%

② セーフティネット保証5号

全国的に業況が悪化している業種を営み、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する保証制度です。

指定業種	原則全業種	指定期間	令和2年5月1日～令和3年1月31日
認定基準	①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方		
限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保証割合	80%保証	保証料率	年0.80%

③ 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業・小規模事業者に対して資金調達支援を行い、事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

指定期間	令和2年2月18日～令和3年1月31日		
認定基準	①金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②新型感染症の拡大に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方		
限度額	2億8,000万円(一般保証およびセーフティネット保証とは別枠)		
保証割合	100%保証	保証料率	年0.80%

※上記は令和2年6月現在の内容です。

(2) 兵庫県中小企業融資制度

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障をきたしている兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、以下のとおり融資制度が創設・拡充されました。

この中で「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、保証料補助が行われるほか、要件を満たす場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えすることが可能です。また、「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」は、保証料無料（兵庫県が全額補助）でご利用いただくことが可能です。

(令和2年6月現在)

融資制度名	限度額	貸付利率	保証期間	対象者
新型コロナウイルス感染症対応資金	4,000万円	当初3年間0%* (4年目以降年0.70%) 年0.70%	10年 (据置5年)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助あり)
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	5,000万円	年0.70%	10年 (据置2年)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した方(借入当初は保証料無料で利用することが可能)
新型コロナウイルス対策貸付	2億8,000万円			最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%（一般保証、セーフティネット保証5号を利用する場合、同4号を利用する場合は20%）以上減少している方
新型コロナウイルス危機対応貸付				最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している方(危機関連保証の認定が要件)
借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	5,000万円	金融機関所定	10年 (据置1年)	兵庫県融資制度等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方(売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)			速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要。売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)	

※売上高等の減少要件を満たした場合に適用されます

3. 協会業務の推進と感染防止への取組み

(1) 機構改革及び定期人事異動の延期について

保証申込に対応するため、令和2年4月1日に予定していた機構改革及び定期人事異動を延期するとともに、業務量が増加する事務所、支所に対する応援体制を確立しました。

(2) 出勤者7割削減要請に伴う業務体制について

令和2年4月14日から5月6日までの間、保証業務に対応する部署を除く全ての部署で在宅勤務を導入しました。5月7日からは急増する保証相談・申込に注力するため、終了しました。

(3) 本所内の部署配置の変更について

感染防止および感染者がいた場合の影響を最小限に留めるため、本所内の部署配置を変更しました。

(4) 関係諸機関への感染防止にかかる業務運営のご協力(通知)について

金融機関をはじめとする関係諸機関に、必要最小限の対面相談を要請するなど、感染防止へのご協力について通知を行いました。

(5) テレビ会議システムの導入について

本所、事務所および支所間の移動を最小限にし、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに業務の効率化を図るため、テレビ会議システムを導入しました。

(6) 顧客等への訪問・面談等について

業務上必要な場合を除き、顧客や金融機関等への訪問・面談については自粛しました。やむを得ず、訪問・面談を実施する際は、マスクの着用を必須としました。

(7) イベントや会議等について

当協会が主催する顧客や外部機関との会議等については、中止・延期の措置を講じました。また、外部主催の会議についても、原則として出席を自粛しました。

(8) 職員の健康管理等について

職員及びその家族の健康管理を徹底し、新型コロナウイルスの協会内への侵入防止に最大限努めました。